

静岡市動物愛護センター
再整備計画

令和7年3月

静岡市

はじめに

今日、犬猫等のペット動物は、多くの市民に癒しや安らぎを与え、家族と共に生活し、家族の一員としてかけがえのない存在となっています。一方で、不適切な飼育管理が原因で、動物の鳴き声や糞尿などによる住民間のトラブルも発生しており、動物の安易な飼育に伴う飼育放棄や遺棄などの事例は社会問題となっています。

こうしたなか、平成 24 年の「動物愛護及び管理に関する法律」の改正では、その目的に「人と動物の共生」が追記されたことから、「終生飼養」が動物所有者の責務となり、自治体の役割として、殺処分ゼロに向けて積極的に譲渡、返還を推進することになりました。

このような動物愛護精神の機運の高まりを反映し、現在の動物愛護センターの抑留施設は、やむを得ぬ理由により家庭等で飼養できなくなった犬猫を一時保護し、その後、譲渡へ繋げる目的で使用されています。また、保護される犬猫が高齢等である場合は、譲渡に至るまでの期間が長期化する傾向があります。

ところが、本市の抑留施設は昭和 50 年代に建設され、保護ではなく収容を前提とした構造となっており、保護施設として適しているとは言えない状況です。このため、現在、施設の環境改善が喫緊の課題となっています。

今後、このような課題に対応し、動物の愛護及び管理をより積極的に推進していくために、この度、「静岡市動物愛護センター再整備計画」を策定しました。この計画における、「愛と責任をつなぐ・心をつなぐ・未来へつなぐ・命をつなぐ」の 4 つの柱に基づき、動物愛護管理行政の拠点である動物愛護センターを再整備し、「人と動物が穏やかに共生できるまち静岡」の実現を図ります。

目次

第1章 動物愛護管理行政の現状	
1 動物愛護管理行政を取り巻く現状	1
2 動物愛護管理行政に関する本市の現状	1
第2章 動物愛護センターの現状、課題と対応方針	
1 動物愛護センターの現状	3
(1) 施設概要	4
(2) 諸室	4
(3) 主な機能等	4
(4) 周辺環境	5
2 動物愛護センターの課題と対応方針	6
第3章 動物愛護センターのあり方 ～目指す未来～	
1 本市の理念	7
2 理念の実現に向けた4つの柱	7
第4章 動物愛護センター施設の再整備計画	
1 施設整備方針	9
2 移転計画地の概要	10
(1) 移転計画地の位置	10
(2) 選定理由	10
(3) 土地概要	10
3 必要諸室と機能	12
4 施設の配置	13
(1) 施設概要	13
(2) 配置・動線・構造の考え方	13
第5章 施設の整備及び管理運営方法	14
第6章 総事業費	15
第7章 再整備スケジュール	15
(参考)	16

第1章 動物愛護管理行政の現状

1 動物愛護管理行政を取り巻く現状

自治体における動物愛護管理行政の果たす役割は、以前は、狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止すること（狂犬病予防法関連）や、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止すること（動物の愛護及び管理に関する法律関連）が主なものでした。

しかしながら、近年は、少子高齢化や核家族化の進展もあり、犬猫等のペットを家族の一員として受け入れる傾向が強まっています。こうした中、平成24年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正により、法の目的に「人と動物の共生」が、動物の所有者の責務として「終生飼養」がそれぞれ明記されました。自治体は殺処分ゼロに向けて譲渡や返還を推進することになり、動物愛護精神の啓発及び向上に対する取組がより重視されるようになっていきます。

2 動物愛護管理行政に関する本市の現状

本市は動物愛護管理行政として、犬の登録や年1回の狂犬病予防注射実施の推進、迷い犬の保護収容及び飼い主への返還、咬傷事故の処理、犬の飼い方指導、負傷動物の保護収容、動物取扱業の登録及び監督など様々な業務を行っています。

また、野良猫を増やさないために、市民に不妊去勢手術を推奨し、手術費用に対する補助金交付等を実施するとともに、やむを得ず引き取った場合はボランティア団体への譲渡を推進しています。その成果が表れ、猫の殺処分は、ピーク時の平成17年度の2,639頭から令和5年度は15頭へと大きく減少しました。また、犬についても円滑な譲渡を行うことで、殺処分は、平成17年度の178頭から近年は毎年0頭で推移しており、市内で野良犬を見かけることはなくなりました。（※1）

一方で、市民からの苦情相談は、令和5年度が犬810件、猫919件と依然として数多くあります。（※1）犬の鳴き声、散歩の際の糞の処理方法や野良猫への不適切な餌やりについて、住民トラブルとなるケースが目立ち、職員が現場に出向き指導や対応に当たっています。

（※1）

直近の処分数及び苦情件数については、本市のホームページに掲載している「静岡市の保健衛生 令和6年度版」P26-28を参照

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9352/s003451.html>

【本市における動物愛護管理業務】

- 飼い犬の登録、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付
- 迷い犬の保護収容
- 動物愛護思想の普及啓発及び行事の開催
- ペット動物の適切な飼い方指導及び苦情相談
- 飼えなくなった犬及び猫の引取り、譲渡し
- 負傷動物の保護収容
- 動物取扱業の登録及び監督
- 特定動物の飼養、保管許可及び監督
- 犬による咬傷事故発生時の調査及び指導
- 行方不明、迷い込みのペット動物に関する情報提供
- 動物慰霊祭の開催
- 野良猫対策事業（子猫の譲渡、不妊去勢手術補助金、T N R活動（※2）等）
- ペット防災対策
- 動物愛護館事業
- 死亡したペット動物の火葬

※2 T N R活動とは、①捕獲（Trap）して②不妊去勢手術（Neuter）して③元の場所に戻す（Return）こと。

第2章 動物愛護センターの現状、課題と対応方針

動物愛護センターは、『狂犬病予防法』及び『動物の愛護及び管理に関する法律』に基づく、「飼い犬の登録」、「動物の飼養又は保管をするものに対する指導等に関すること」、「犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること」、「動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと」などを行う施設です。

今後、市民・ボランティア団体・獣医師会など多様な関係者の参画・協働の拠点として、また、災害対策の拠点としての役割も果たしながら、「人と動物の共生する社会の実現」のために、動物愛護、適正飼養、譲渡、災害対策などに係る事業を展開していく必要があります。

そのような中で、現在葵区産女にある動物愛護センターは、施設の老朽化により、動物の飼養環境の悪化が進んでおり、このことへの対策が急務となっています。

また、施設のうち、管理棟や抑留棟は、昭和50年代に建設された当時のままの状態であるため、動物の保護施設としての設備等が整っておらず、市民にとっても親しみにくい施設となっています。

以上を踏まえ、現在の施設は、「人と動物の共生する社会」の実現に向けた、動物愛護センターの事業展開にふさわしい状況であるとは言えないことから、応急的な対応ではなく、再整備などの抜本的な対応を実施する必要があります。

1 動物愛護センターの現状

建物は藁科川のほとりに位置し、管理棟、抑留棟及び動物愛護館の3つの施設が設置されています。

管理棟と抑留棟では、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録、鑑札及び注射済票の交付及び迷い犬の保護収容、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬猫の引き取り及び譲渡、動物取扱業の登録及び監督等の業務を行っています。また、抑留棟には動物火葬炉が併設されており、市内のペット動物の火葬業務も行っています。

動物愛護館では指定管理者制度を活用し、動物愛護思想の普及啓発を担う業務を行っています。

(1)施設概要

施設名	管理棟・抑留棟	動物愛護館
所在地	静岡市葵区産女 953 番地	静岡市葵区産女 954 番地
土地面積	1,661m ²	1,566m ²
建築年度	昭和 54 年度	昭和 63 年度
開庁日時	(平日) 月曜日～金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで	火曜日～日曜日 9 時から 16 時まで (祝日または振替休日の月曜日は開館し翌日休館)

(2)諸室

施設名	管理棟・抑留棟 (鉄筋コンクリート造 2 階建)	動物愛護館 (鉄筋コンクリート造 2 階建)
	管理棟 (243m ²) 1 階: 事務室・診察室・薬品庫 2 階: 会議室・倉庫・休憩室 抑留棟 (205m ²) 犬舎・倉庫 動物火葬炉 2 基 敷地内に動物慰霊碑が建立	愛護館 (287m ²) 1 階: 展示室・グルーミング室 2 階: 講義室 動物舎 (13m ²) ふれあい広場 (190m ²) 屋外催事場 (206m ²)

(3)主な機能等

施設名	管理棟・抑留棟	動物愛護館
	行政事務 ・ 狂犬病予防法に基づく事務 飼い犬の登録、鑑札及び注射済票の交付、迷い犬の保護収容等 ・ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務 犬猫の引き取り及び譲渡し 動物取扱業の登録及び監督等 ・ 静岡市飼い犬条例に基づく事務 犬の飼い方指導等 収容機能 犬 6 頭、猫 (成猫) 10 頭 火葬機能 動物火葬炉の処理能力 1、2 号炉 100 kg/h	普及啓発機能 動物とのふれあいによる、動物愛護精神の向上 各種イベントの開催による動物愛護教育の実施 譲渡機能 譲渡対象動物 (子犬、子猫) を飼養し、譲渡希望者へ譲渡

(4) 周辺環境

施設の周辺には民家が少なく、犬の運動（散歩）にも便利な藁科川のほとりに立地していることから、春から秋の間は保護動物の飼養に適していますが、南側に近接する山の影響で、冬期は約3ヶ月もの間敷地に日が当たらず劣悪な環境となっています。

また、市街地から離れた場所にあるため、市民（利用者）の利便性はあまりよくありません。

管理棟



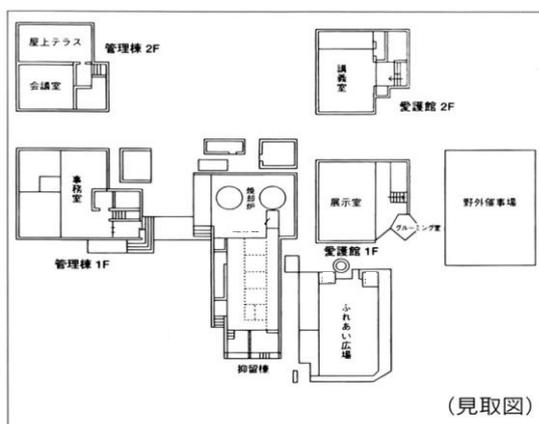
抑留棟



愛護館



屋外催事場



2 動物愛護センターの課題と対応方針

項目	課題	原因	対応方針
施設環境 ・機能	<ul style="list-style-type: none"> ・保護した動物を譲渡までの間、飼養するのに適さない施設 ・センター内で譲渡対象動物とふれあう機会が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・築後45年が経過し老朽化で施設環境が悪化 ・冬期に日が当たらない ・市民が譲渡対象動物とふれあうための部屋がない 	<p><u>動物の健康管理に配慮した飼養施設の再整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省が示す基準に沿った飼養施設の設置 ・動物の福祉に配慮した飼養環境の再整備 <p><u>譲渡の推進に向けたふれあう機会の増加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡対象動物の展示 ・譲渡対象動物とふれあう部屋の設置
ボランティアとの協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとの連携不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアと共に活動できる十分な場がない ・ボランティア養成や活用の制度が整っていない 	<p><u>ボランティア活動の支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアと共に活動できる場の設置 ・ボランティアとの協働事業の開催 <p><u>ボランティアの養成と活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講習会の実施 ・ボランティア活用の制度の検討
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護精神の向上及び動物愛護教育の場の不足 ・親しみにくい施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等で動物と人が交流する十分な場所がない ・動物愛護の推進施設として周知不足 	<p><u>動物と人の交流の場の提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物と人が交流できる場の設置 ・ふれあいイベント等の実施 ・動物愛護教育の実施
ペット防災	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に放浪動物を十分に収容できない施設 ・災害対策拠点として参集や動物の搬送に不便な立地 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護スペースの不足 ・市街地から遠い立地 	<p><u>災害時の被災動物の保護収容拠点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の拠点となる広さの確保 <p><u>施設の移転</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通アクセスのよい立地の選定

第3章 動物愛護センターのあり方 ～目指す未来～

1 本市の理念

動物愛護管理行政をより積極的に推進し、動物の愛護及び管理に関する法律の目的にもある「人と動物の共生する社会の実現」を図り、飼い主による不適切な動物の飼養等によって生じる生活環境へのさまざまな問題を減らすことにより、本市は「人と動物が穏やかに共生できるまち静岡」の実現を目指します。

○本計画で取り扱う動物

犬猫等（狂犬病予防法第2条に定める動物並びに動物の愛護及び管理に関する法律に定める愛護動物）

2 理念の実現に向けた4つの柱

本市の理念を実現させるため、「愛と責任をつなぐ・心をつなぐ・未来へつなぐ・命をつなぐ」の4つを柱に動物愛護の拠点としての役割を担う施設を目指します。

愛と責任をつなぐ ～動物の適正飼養、譲渡推進～

動物愛護センターでは、やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫や、自宅から放れたために保護された犬の収容もしています。これら犬猫について適切に健康管理を行い、ストレスを受けないよう適正飼養するために、衛生面や動物の習性、個性に配慮することのできる適切な施設環境が必要になります。保護収容した犬猫は、終生責任を持って飼養管理できる飼い主に譲渡し、殺処分ゼロを目指します。

心をつなぐ ～市民との協働～

動物愛護センターの事業には、動物愛護教育、譲渡の推進及び地域猫活動等があります。これらの事業は市民、地域、ボランティア及び関係団体との協働により効果的、効率的な推進が可能となるため、より一層の協力関係を構築していきます。また、入院などにより高齢者のペットの飼養継続が困難になる問題をはじめ、様々な飼養相談にも福祉部門や関係機関等と連携して対応していきます。

未来へつなぐ ～動物の愛護及び管理の普及啓発～

ペットが家族の一員として認識されるようになった現在では、動物と人が穏やかに共生していく必要があります。そのためには、動物を理解することでその存在を受け入れ、人の命と同じく動物の命も尊重しなくてはなりません。

市民が動物の愛護及び管理に関して理解を深められるよう、動物愛護教室などの講座やふれあいイベントなどを開催していきます。また情報発信に係る様々な媒体を活用し、動物愛護精神の普及啓発を行います。

命をつなぐ ～災害における危機管理の拠点～

災害時における動物の管理が課題となり関心を集めている今日では、平時からペット動物の防災対策が必要であることから、その普及啓発を行います。大規模災害を想定し、ペット用災害物資を備蓄するとともに、発災時には、静岡市獣医師会等と連携し、「静岡市被災動物救護センター」を開設することで被災動物を保護します。

「人と動物が穏やかに共生できるまち静岡」

愛と責任 をつなぐ

- ・保護動物の譲渡の推進
- ・動物の保護と健康管理
- ・動物の適正飼養の推進

心をつなぐ

- ・福祉との連携
- ・関係団体との協働
- ・市民、地域、ボランティアとの協働

未来へつなぐ

- ・様々な情報発信媒体などを活用した動物愛護精神の普及啓発
- ・愛護教室などの講座やふれあいイベントの実施
- ・人の命と同じく動物の命の尊重

命をつなぐ

- ・発災時、被災動物の保護収容
- ・災害用物資の備蓄
- ・ペット防災についての普及啓発

第4章 動物愛護センター施設の再整備計画

第3章にある本市の理念を実現するために、動物愛護の拠点としてふさわしい施設を以下のとおり再整備します。

1 施設整備方針

4つの柱に沿った施設整備を目指します。

愛と責任をつなぐ ～動物の適正飼養、譲渡推進～

- ・動物にストレスがかからないよう考慮された飼養施設
- ・適切な治療、検査及び不妊去勢手術等に対応可能な診療エリアの整備
- ・衛生的で管理しやすい素材及び設計
- ・第一種動物取扱業の基準に準拠した飼育スペースの確保
- ・空調設備の設置による、動物の健康に配慮した適正な温湿度管理
- ・マッチングを実施し、譲渡を推進するため、犬猫それぞれの譲渡室を整備

心をつなぐ ～市民との協働～

- ・市民が来やすくなるよう、既存の無機質な雰囲気を払拭した施設
- ・市民との協働の場として、開放感・採光に配慮し、明るさと温かみのある施設
- ・動物愛護関係団体への市との協働事業の場の提供
- ・ユニバーサルデザインを導入し誰でも安全に利用できる多目的トイレの設置
- ・犬の飼い主同士が交流できるドッグランの設置

未来へつなぐ ～動物の愛護及び管理の普及啓発～

- ・愛護思想の普及啓発のための掲示ができる場の設置
- ・動物を通じた市民同士の交流を目的としたふれあいの場の提供
- ・動物愛護教室・イベントの開催に向けた多目的会議室等

命をつなぐ ～災害における危機管理の拠点～

- ・災害時に業務継続可能な耐震強度を確保した施設
- ・災害用備蓄品の保管
- ・静岡市被災動物救護センターとして、被災動物の収容、負傷動物の救護に対応できる施設
- ・災害時の使用を想定した動物飼養スペースの確保

これらを踏まえた立地については、市街地からアクセスが良く、日照条件など保護動物の飼養に適した自然環境であることが必要です。

2 移転計画地の概要

(1) 移転計画地の位置

移転計画地は、現在の「静岡市林業センター（静岡市葵区千代 538 番地の 11）」の所在地とします。



- ・この地図は、静岡市都市計画課の静岡市地図情報インターネット提供サービスの都市計画情報を使用したものです。

(2) 選定理由

当該地は、市内各所からのアクセスがよく関係機関と連携しやすい場所であり、災害対策の拠点としても適しており、自然環境（日照条件、運動する場所等）が保護した動物の飼養に適していることから選定しました。

(3) 土地概要

- 所在地 静岡市葵区千代 538 番地の 11
- 敷地面積 2,210 m²
- 区域区分 市街化調整区域
- 建築基準法（市街化調整区域内の建築規制）
 - ・容積率 200%
 - ・建ぺい率 60%
 - ・道路斜線 $\angle 1.5^{\ast 3}$
 - ・隣地斜線 31m + $\angle 2.5$

○建築基準法（日影規制）

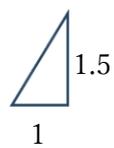
- ・制限建築物：高さが10mを超える建築物
- ・地盤面からの高さ：4.0m
- ・10m以内の日影規制：4.0h
- ・10m超の日影規制：2.5h

○災害危険区域 洪水氾濫区域

○屋外広告物特別規制地域

- ・第2種特別規制地域

※3 1:1.5の直角三角形で作られる角度



3 必要諸室と機能

動物愛護センターの施設整備方針を踏まえ、必要となる諸室と機能及び用途は以下のとおりです。(諸室想定面積 約 660 m² 延床想定面積 約 800 m²)

なお、動物火葬については、引き続き現在の葬区産女で行います。

●事務管理部門 (想定面積 約 250 m²)

◆事務管理エリア

- ・事務室、受付 職員執務室、来所者受付カウンター
- ・相談室 各種申請、動物に関する相談、ボランティアとの相談
- ・更衣室、トイレ、多機能トイレ
- ・書庫、倉庫

●動物保護管理部門 (想定面積 約 180 m²)

◆動物搬入エリア

- ・動物搬入口 二重扉等で逸走を防止
- ・検疫、隔離室 感染症の可能性のある動物を他の動物と分けて収容
犬用、猫用を別に設置

◆診療・検査エリア

- ・診療・手術・検査室、薬品庫

◆動物飼養エリア

- ・飼養室 (犬猫)
- ・調理室 動物用の飼料を保管、食餌の準備、食器の洗浄
- ・グルーミング室
- ・洗濯室、リネン室 動物用のタオル、マット等を洗濯・保管

●普及啓発・交流部門 (想定面積 約 230 m²)

◆動物愛護啓発エリア

- ・多目的会議室兼イベントホール 動物愛護教室等のイベントを実施

◆ふれあい・譲渡エリア

- ・譲渡室 (犬用、猫用)

●その他の付帯設備

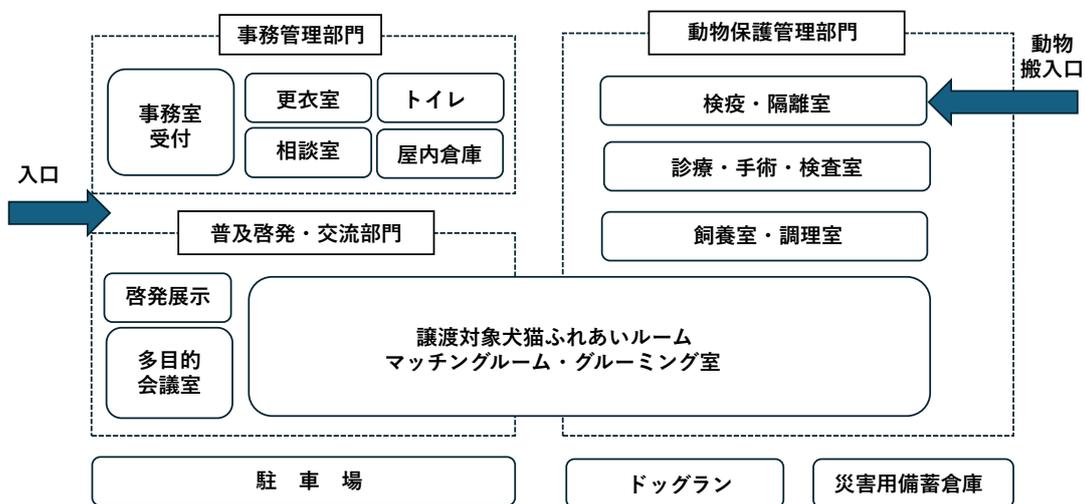
- ・災害用備蓄倉庫 ケージ及びその他の資材を保管
- ・電気室、機械室、ボイラー室、ポンプ室、受水槽、非常用発電等
- ・利用者駐車場
- ・ドッグラン (想定面積 約 800 m²)

4 施設の配置

(1)施設概要

- ・建物数：1棟
- ・敷地面積：2,210 m²
- ・延床面積：800 m²程度
- ・構造：鉄骨造
- ・付帯設備：ドッグラン、災害用備蓄倉庫、駐車場ほか
- ・収容機能：犬10頭、猫30頭（成猫20頭、子猫40頭。ただし子猫は4頭で成猫1頭として換算）まで収容可能

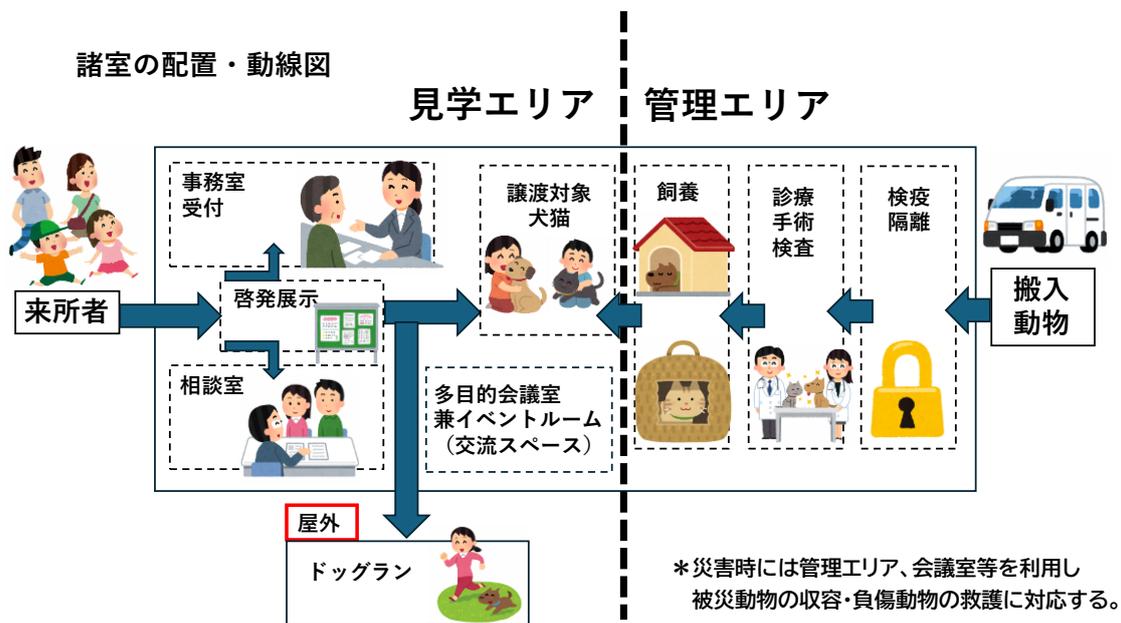
施設配置（ゾーニング）計画



(2)配置・動線・構造の考え方

動物の感染症対策や動物愛護の啓発及び業務効率向上を考慮した配置とします。

- ・見学エリアと管理エリアに施設を区分し、見学エリアでは来所者が動物とふれあう管理エリアは職員のみが出入りし、動物の飼養管理、健康管理を行う
- ・来所者の目に入りやすい位置に啓発展示物を配置
- ・来所者のエントランスとは別に動物搬入口を設置
- ・犬猫の収容から検疫、処置、飼養管理、譲渡までの流れを考慮し、扉等によって適切に配置・分割
- ・犬猫の収容施設は、自然光を取り込みやすい外部と接する壁際に配置
- ・診療・手術・検査室は、検査、治療が必要な動物の移動に支障のない位置に配置
- ・隔離室や電気・機械室は建物奥に配置
- ・二重扉・屋外フェンス等による動物の逸走防止対策の徹底
- ・二重窓等による防音対策、脱臭設備による防臭対策



第5章 施設の整備及び管理運営方法

新しい動物愛護センターは、動物を飼養する施設としての特性を考慮し、建設費用等を建て替えと改修で比較検討した結果、新たな施設を建設することとします。整備の際には、北側の隣地の活用も合わせて検討していきます。また、移転計画地は安倍川に隣接していることから、安倍川の河川敷をドッグランとして有効活用することを検討します。

昨今の建設資材をはじめとする諸物資の価格高騰が社会問題化しているなかでは、費用の捻出が課題となります。このため民間事業者の資金等を活用することで、より高い経済性を実現する事業手法（PPP/PFI 事業等）の導入を検討します。

一方で、動物愛護センターの業務は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律及び静岡市飼い犬条例に基づき市の職員が行なわなければならないものが多くあり、そのなかには、市民の安全、健康危機管理に深く関わるものや緊急対応が必要なものもあります。例えば、市内で放浪する犬の捕獲や狂犬病発生時には、静岡県や市環境保健研究所と連携を図り、迅速かつ安全に対応しなければなりません。

そのため、施設全体の管理運営は直営を基本としますが、ドッグランの運営や、譲渡の推進に向けたイベント等の開催、交流スペースの活用、清掃や設備点検等の施設の維持管理に係る業務等については、民間事業者の創意工夫を活かせる手法を検討していきます。

さらに、動物の愛護及び管理を推進していく拠点として期待される機能を効率的かつ効果的に発揮できるよう、県及び市獣医師会、自治会、動物関連企業、動物愛護団体及びボランティア等との協力体制を構築し、市民がより訪れたい施設を目指します。

第6章 総事業費

静岡市動物愛護センターの整備に必要な設計、建設工事及び現林業センターの解体、備品購入等の費用として計10億円程度を想定していますが、今後、設計等を進め、詳細な金額を検討していきます。

同時に、整備の際には国費や有利な市債等の積極的な活用を検討していきます。

第7章 再整備スケジュール

再整備計画を策定後、設計及び建設を進め、開所を目指します。

令和6年度	再整備計画の策定
令和7～8年度	設計
令和8～9年度	建設
令和9年12月(予定)	開所(供用開始)

年度	令和6(2024)年度			令和7(2025)年度					令和8(2026)年度					令和9(2027)年度						
月	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12
内容	●→ 再整備計画の策定			●→ 設計					●→ 建設					令和9.12 開所★						



(イメージ図)

(参考)

令和6年6～8月に有識者及び動物関連学校法人から意見を聴取しました。

区 分	意 見
愛と責任を つなぐ 適正飼養 譲渡推進	<ul style="list-style-type: none">・常時、譲渡会ができる会場の確保が必要だ。・行政とボランティアが協働して、譲渡を推進していくことが望ましい。
心をつなぐ 市民との協働	<ul style="list-style-type: none">・動物愛護管理行政は、動物愛護、動物福祉だけでなく、人の福祉に大きく関係している。福祉部署との連携、発展が求められている。・「心を癒す」活動が求められている。現代社会で疲れた人たちの心に寄り添う動物セラピーなどをボランティアと協働で行ってほしい。・ドッグトレーナーが使用できる多目的ホールがほしい。
未来へつなぐ 動物の愛護及び 管理の普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・動物愛護施設は街中に設置し、駐車場を広くとり、多くの人が来所しやすいようにすべきである。・現動物愛護センターの暗いイメージの刷新は難しいと思うが、過去にあったことを忘れずに、新しい動物愛護センターを運営していくことが大切だ。・動物関連のカルチャースクールを開催したら需要が高いと思う。・民間事業者は飼い主の興味をかき立てるノウハウを持っている。ドッグラン・物販・写真・カフェなどペットに関する機能が複合化すれば集客が望める。
命をつなぐ 災害における 危機管理の拠点	<ul style="list-style-type: none">・災害対策事業は動物愛護センターの大きな使命であり、災害時の拠点として適した場所と広さを確保すべきである。・同行避難の認識度はまだ低い。積極的に発信していくべきだ。
付帯設備 等	<ul style="list-style-type: none">・ドッグランの料金設定は慎重に決定した方がいい。・特化型のドッグラン（トレーニング教室付きなど）であれば有料でも人気がある。・屋根付き屋外イベントスペースや譲渡犬の社会順化トレーニングスペースが必要である。・グルーミング室や多目的ホールを使用できるとよい。

有識者氏名（敬称略・順不同）

氏名	職名
浅井 弘三	静岡市獣医師会 会長
小森 禅	静岡市獣医師会 副会長

動物関連学校法人

学校法人鈴木学園 中央動物総合専門学校
学校法人爽青会 ルネサンス・ペット・アカデミー